

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

令和3年8月10日

全国健康保険協会青森支部
支部長 工藤 達也

1. 調達内容

(1) 調達件名及び数量

加湿空気清浄機の購入 1台

(2) 仕様等

仕様書による

(3) 納品期限

令和3年9月30日

(4) 納品場所

全国健康保険協会青森支部

(5) 見積競争方法

見積金額は総価とするので、業務の履行に要する一切の費用を含めて見積もるものとする。落札決定にあたっては、見積書に記載された金額をもって落札判定をおこなうので、見積者は、消費税等に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を見積書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (3) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (4) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3. 見積書の提出場所等

(1) 仕様書等の交付場所及び見積書の提出場所

〒030-8552 青森県青森市長島2-25-3 ニッセイ青森センタービル8階
全国健康保険協会青森支部

企画総務グループ 担当 須郷 TEL 017-721-2713

(2) 見積書提出期限

令和3年8月24日(火) 11時00分

※郵送の場合も上記期限までに必着とする。

4. その他

- (1) 当該案件の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせないこと。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金 全額免除とする。
- (4) 見積書の FAX での提出は認めない。また見積書には、事業所名・代表者名を記載し代表者印を押印すること。記載誤り及び記載漏れ又は判読不能なものは無効とする。
- (5) 提出後の見積書の差し換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (6) 同価格の見積書を提出した者が複数いる場合においては、当協会青森支部が指定する方法及び日時場所において、くじ引きにより契約候補者を決定する。ただし、見積書を提出した者が直接くじを引くことができない場合は、これに代わって見積競争事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (7) 消費税等については、1円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てた額とする。
- (8) 見積金額は、当該案件に付随する一切の費用を含めること。
- (9) 契約書作成の要否 否
- (10) 契約の相手方の決定方法
見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。
- (11) 手続きにおける交渉の有無 無
- (12) 見積競争の結果については当協会事務室前に掲示する。(決定業者のみに別途連絡する。)

【参考】

全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- （1） 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- （2） 破産者で復権を得ない者
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第2号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- （1） 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - （2） 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - （3） 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - （4） 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - （5） 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - （6） 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - （7） 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。